

長崎県公安委員会規程第4号

長崎県公安委員会個人情報管理規程を次のように定める。

令和5年3月31日

長崎県公安委員会委員長 瀬戸 牧子

長崎県公安委員会個人情報管理規程

(目的)

第1条 この規程は、長崎県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が保有する個人情報の管理について必要な事項を定めることにより、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の適正かつ円滑な運用に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「保有個人情報」とは、法第60条第1項に規定する保有個人情報をいう。

2 この規程において「公安委員会保有文書」とは、長崎県公安委員会の文書取扱いに関する規程（平成14年長崎県公安委員会規程第3号）第2条第2号に規定する公安委員会保有文書をいう。

(管理体制)

第3条 公安委員会における保有個人情報の適切な管理を行うため、個人情報管理者及び個人情報管理担当者を置く。

(個人情報管理者)

第4条 個人情報管理者は、警務部総務課公安委員会補佐室長（以下「補佐室長」という。）をもって充てる。

2 個人情報管理者は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 保有個人情報の管理に関する規程等の整備に関すること。
- (2) 保有個人情報の管理に関する事務の指導監督に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、保有個人情報の管理に関する事務の総括に関すること。

(個人情報管理担当者)

第5条 個人情報管理担当者は、警務部総務課公安委員会補佐室の職員（補佐室長を除く。）をもって充てる。

2 個人情報管理担当者は、個人情報管理者を補佐するとともに、この規程による保有個人情報の適切な管理に必要な事務を行う。

(正確性の確保)

第6条 公安委員会保有文書を取り扱う職員（以下「職員」という。）は、保有個人情報の内容が事実でないと認められたときは、その利用目的の達成に必要な範囲内で、過去又は現在の実事と合致するよう、当該保有個人情報の訂正、追加又は削除をするものとする。

(取扱いの制限)

第7条 個人情報管理者は、職員がその所掌事務の目的以外の目的で保有個人情報を取り扱うことのないよう、教養の実施その他必要な措置を講ずるものとする。

2 個人情報管理者は、保有個人情報及び当該保有個人情報が記録されている公安委員会保有文書について、その内容に応じ、職員にその適正な取扱いを確保するために必要な事項を遵守させるものとする。

(廃棄及び削除)

第8条 個人情報管理者は、保有個人情報が記録されている公安委員会保有文書を廃棄するときは、焼却その他漏えい防止のための措置を講ずるものとする。

2 個人情報管理者は、保有個人情報が不要となったときは、遅滞なく、当該保有個人情報を削除するものとする。

(漏えい等発生時の措置)

第9条 職員は、保有個人情報の漏えい、滅失、毀損その他保有個人情報等の安全の確保に係る事態（以下この条において「漏えい等」という。）が生じたときは、直ちに、その旨を個人情報管理者に報告するものとする。

2 個人情報管理者は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかに、漏えい等が生じた旨を公安委員会に報告するとともに、その原因を調査するものとする。

3 個人情報管理者は、漏えい等が法第68条第1項に規定する事態に該当すると判明したときは、速やかに、その旨を公安委員会に報告するとともに、同項の規定による個人情報保護委員会への報告及び同条第2項本文の規定による本人への通知に必要な措置を講ずるものとする。

4 前項に定めるもののほか、個人情報管理者は、漏えい等の発生又は再発の防止に資するため、第2項の規定による調査の結果に基づき、保有個人情報の管理の方法の改善のために必要な措置を講ずるとともに、当該調査の結果及び講じた措置の内容を公安委員会に報告するものとする。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、保有個人情報の管理に関し必要な事項は、長崎県警察本部長が定める個人情報の管理に関する規定を準用する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。